

第 5 1 号議案

芦屋市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、<u>第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略)	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、<u>第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略)

改正後	改正前
(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第9条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条若しくは勤務条件条例第13条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、勤務条件条例第14条の4第1項の規定による介護時間又は勤務条件条例第14条の5第1項の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間及び当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行う	(2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） （<u>部分休業の承認</u>） 第9条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務条件条例第2条第7項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条若しくは勤務条件条例第13条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、勤務条件条例第14条の4第1項の規定による介護時間又は勤務条件条例第14条の5第1項の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間及び当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うも

改正後	改正前
ものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別</u>	ものとする。

改正後	改正前
<u>居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与等の取扱い） 第１０条 職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が<u>育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> ２ 地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員が<u>育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年芦屋市条例第２０号。以下「パートタイム給与条例」という。）第５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、パートタイム給与条例第９条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。</u> ３ 地方公務員法第２２条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員が<u>育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第１９号。以下「フルタイム給与条例」という。）第９条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、フルタイム給与条例第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> （部分休業の承認の取消事由）	（部分休業をしている職員の給与等の取扱い） 第１０条 職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> ２ 地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年芦屋市条例第２０号。以下「パートタイム給与条例」という。）第５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、パートタイム給与条例第９条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。</u> ３ 地方公務員法第２２条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第１９号。以下「フルタイム給与条例」という。）第９条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、フルタイム給与条例第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> （部分休業の承認の取消事由）

改正後	改正前
第 1 1 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	第 1 1 条 <u>第 7 条の 6 の規定は、部分休業について準用する。</u>

（芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第 2 条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年芦屋市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児部分休暇） 第 1 4 条の 5 職員が、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち規則で定めるものを養育するため、正規の勤務時間の終わりにおいて 1 時間（介護時間、育児時間又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間が 1 時間を超える日については、当該介護時間、当該育児時間及び当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間のうち 1 時間を超える時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限り、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、育児部分休暇を与えることができる。 2 ・ 3 （略）	（育児部分休暇） 第 1 4 条の 5 職員が、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち規則で定めるものを養育するため、正規の勤務時間の終わりにおいて 1 時間（介護時間、育児時間又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間が 1 時間を超える日については、当該介護時間、当該育児時間及び当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間のうち 1 時間を超える時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限り、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、育児部分休暇を与えることができる。 2 ・ 3 （略）

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の減額) 第12条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員が<u>その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は育児部分休暇（当該職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち管理者が定めるものを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第12条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員が<u>子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は育児部分休暇（当該職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち管理者が定めるものを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第19条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員が<u>その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は育児部分休暇（当該職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち管理者が定めるものを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第19条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員が<u>子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は育児部分休暇（当該職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち管理者が定めるものを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の芦屋市職員の育児休業等に関する条例第 9 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

芦屋市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 部分休業を取得できる非常勤職員の対象を、勤務日の日数（現行は勤務日ごとの勤務時間も含む。）を考慮して規則（※）で定める非常勤職員に改める。

（第8条）

※ 規則で定める内容：1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上とされている非常勤職員

イ 第1号部分休業は、勤務時間の始め又は終わりに限らず、取得できるように改める。（第9条）

ウ 第2号部分休業は、次のとおり取得できるものとする。

（第9条の2から第9条の4まで及び改正附則第2項）

(ア) 取得単位	1 時間 ただし、以下の場合、分を単位とした取得が可能 ① 1 回の勤務に割り振られている勤務時間に 1 時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合 ② 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて承認を請求した場合
(イ) 取得時間	4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間において、1 0 日相当（令和 7 年度は 5 日相当）

エ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の部分休業の申出時に予測できなかった事実が発生したことにより部分休業の変更の申出をしなければ、小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める特別の事情がある場合に、部分休業の内容を変更することができる。(第9条の5)

オ 部分休業の承認の取消事由は、職員がエに係る変更をしたときとする。

(第11条)

カ その他規定の整理

- (2) 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正(第2条から第4条まで関係)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う規定の整理

3 施行期日

令和7年10月1日

地方公務員の育児休業等に関する法律抜粋（令和7年10月1日施行）

（部分休業）

第19条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項において同じ。）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、条例で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき国家公務員育児休業法第26条第2項第2号の規定により人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、条例で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

（第4項及び第5項 省略）

6 第5条及び第16条の規定は、部分休業について準用する。

部分休業制度の拡充

【現行】

勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと。

- ・勤務時間の始めに取得

2時間部分休業	勤務時間
---------	------

- ・勤務時間の終わりに取得

勤務時間	2時間部分休業
------	---------

- ・勤務時間の始めと終わりに取得

1時間 部分休業	勤務時間	1時間 部分休業
-------------	------	-------------

【改正後】

- (1) 以下の①又は②のいずれかを選択可能

① 1号部分休業

勤務時間において、30分を単位として1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと。

- ・勤務時間の始めに取得

2時間部分休業	勤務時間
---------	------

- ・勤務時間の終わりに取得

勤務時間	2時間部分休業
------	---------

- ・勤務時間の始めと終わりに取得

1時間 部分休業	勤務時間	1時間 部分休業
-------------	------	-------------

- ・勤務時間の始めと終わり以外での取得

勤務時間	2時間部分休業	勤務時間
------	---------	------

② 2号部分休業

1年につき10日相当（フルタイム勤務の場合は、77時間30分）の範囲内で勤務しないこと。

- ・1日での取得

1日部分休業

- ・1時間単位での取得

勤務時間	3時間 部分休業
------	----------

- (2) 部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。